令和6年度制度改正等の課題解決環境整備事業

「物流業界2024年問題」

先着60名様

参加費無料

働き方改革関連法案の改正による
持続可能な物流の実現が求められています

働き方改革法案によりドライバーの労働時間に上限が課されることとなり、いわゆる「2024年問題」が令和6年4月1日から中小企業者にも適用されています。ドライバーは拘束時間を「284時間」に収める必要があり、労働時間が縮小されることで、「物流の停滞」が生じることとなり、近年増加傾向にあるECサイトによる物流量が増加しており、物流が滞る可能性があります。

これらの内容について、運送・物流業界のみだけではなく、関連事業者についても、注意すべき点をわかりやすく解説いたします。

是非、皆様のご参加をお待ちいたしております。

日　時　令和6年 **9月11日（水）14:30～16:30**

会　場　**シティプラザ大阪　4階 眺（ちょう）の間**
（大阪市中央区本町橋2-31　TEL:06-6947-7888）

申込方法　**メールまたはFAXでお申込みください。**

講　師

いしはら　きよみ
石原　清美　氏

特定社会保険労務士。繊維会社を経て運送会社に入社。運行管理者第一衛生管理者、整備管理者等を経て、2006年取締役部長に就任。2008年に社会保険労務士事務所オフィスきよみを開設。現在、総務省第三者委員会専門調査員、大阪中央労働基準監督署にて労働相談員として勤務。

（なお、ライブ配信はございません）

【申 込 書】 FAX：06-6947-4374
E-mail: renkeishien@maido.or.jp

組合名	役職名
氏名	E-mailアドレス
TEL	FAX

※ご記入いただきました個人情報については同セミナーのご案内以外の目的に使用することはありません。

お問い合わせ：大阪府中小企業団体中央会　連携支援部　和田　06－6947－4372